

# 特別養護老人ホーム 遊づる

## 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業 運営規程

### 第1条（事業の目的）

社会福祉法人 堺暁福祉会（以下「本会」という）が実施する指定介護老人福祉施設（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービスを提供し、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 第2条（基本方針）

本事業の従事者は、利用者の人格の尊厳、人権の尊重を最優先させながら、利用者の心身の特性を踏まえて、居宅サービス計画に基づき、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、入浴、排泄、食事等日常生活上の介護及び機能訓練その他必要なサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### 第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 遊づる
- (2) 所在地 大阪府松原市岡1丁目184番-1

### 第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護は一体的におこなわれるものであるため、事業に従事する従業者は指定介護老人福祉施設と兼務するものとし、事業の従事者として次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名  
事業所と従事者の管理及び業務の管理を行うとともに、法令等において規定されている指定介護老人福祉施設サービス及び指定短期入所生活介護の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、介護支援専門員にそれぞれの利用者に応じた施設サービス計画又は、短期入所生活介護計画を作成させ、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、同意を行わせるものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上  
利用者の相談や日課、日程プログラム等のサービス調整を行う。

- (3) 介護職員 24名以上  
利用者の日常生活の介護に関わる支援を行う。
- (4) 看護職員 3名以上  
利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名(看護職員兼務)  
要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。
- (6) 医師 1名以上(嘱託)  
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (7) 栄養士 1名  
利用者の嗜好と栄養に配慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食の指導を行う。
- (8) 調理員 4名以上  
入所者の食生活の維持向上を図る給食調理全般の業務を行う。
- (9) 介護支援専門員 1名以上  
利用者の個別ニーズに配慮した施設サービス計画又は短期入所生活介護計画を作成し、その実施状況の把握を行う。
- (10) その他指定短期入所生活介護提供に必要な従事者を置くことができる。

#### 第5条 (定員)

指定短期入所生活介護の利用定員は20名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事業がある場合はこの限りでない。

#### 第6条 (指定短期入所生活介護の内容)

指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談、援助等
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
- (4) 健康管理
- (5) 入浴
- (6) 食事の提供
- (7) 送迎サービス

#### 第7条 (食事及び時間)

食事は、利用者の嗜好と栄養に配慮し、生きがいと楽しみのある献立に基づき実施する。

2 病弱者等については、医師等の意見・指示を受けて、身体的条件に応じた配慮を行わねばならない。

3 食事開始時間については、次のとおりとする。

朝食…7時30分

昼食…12時00分

夕食…18時00分

## 第8条（指定短期入所生活介護の利用料その他の費用）

事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護について介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。
  - 一 食事の提供に要する費用 朝食 385 円、昼食・おやつ 550 円、夕食 510 円（1,445 円/日）
  - 二 滞在に要する費用 従来型個室 1,231 円/日 多床室 915 円/日
  - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
  - 四 利用者の選定に基づくコーヒー（50 円）の嗜好品に係る費用
  - 五 利用者の選定に基づくレクリエーション等に係る費用の実費
  - 六 理美容代 実費
  - 七 前号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）
  - 八 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規程により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号及び第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第2号について、指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（厚生省告示第19号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行うものとする。
- 5 施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

## 第9条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は松原市、羽曳野市、藤井寺市、堺市全域、大阪市全域の区域とする。

## 第10条（サービス提供記録の記載）

指定短期入所生活介護を提供した際には、サービス内容、当該短期入所生活介護について、保険給付の額その他必要な記録を行う。

## 第11条（短期入所生活介護計画の作成）

相当期間にわたり継続して入所する利用者については、その利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえ、自立した日常生活を営む上の課題を把握した上で、居宅サービス計画に沿って、具体的な介護サービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し内容等を説明する。

#### **第12条（短期入所生活介護計画に沿ったサービスの提供）**

短期入所生活介護計画を作成し、当該計画に沿った介護サービスを提供する。

#### **第13条（短期入所生活介護計画等の変更の援助）**

利用者が短期入所生活介護計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行う。

#### **第14条（衛生管理）**

利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

#### **第15条（掲示）**

事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

#### **第16条（個人情報保護）**

従事者は、利用者及び家族等の個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令等を遵守する。

#### **第17条（苦情処理）**

提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### **第18条（会計の区分）**

指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

#### **第19条（記録の整備）**

設備、備品、従事者及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

## 第20条（利用に当たっての留意事項）

利用者は、居室及び共用施設、設備、備品、敷地をその本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失により、居室及び共用施設、設備、備品を滅失、破損、汚損もしくは変更したときは、利用者の費用により現状に復帰するか、又は相当の代価を支払うものとする。

- 2 利用者は、他の利用者及び職員等の他者に対し、暴力、暴言、その他迷惑となる行為をしてはならない。

## 第21条（緊急時等における対応方法）

従事者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

## 第22条（事故発生時の対応）

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者に係る家族及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 第23条（非常災害対策）

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

## 第24条（地域との連携など）

指定短期入所生活介護の運営にあたっては、地域住民やボランティア団体等との連携を行うなど地域との交流に務める。

## 第25条（サービスの質の向上）

事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年4回

## 第26条（身体拘束など）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為以下「身体拘束等」という。）を行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 第27条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該施設又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第28条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第29条（その他施設の運営に関する重要事項）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所（施設）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成15年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成17年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成19年12月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成25年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成26年7月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成27年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和元年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和2年1月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和8年1月1日から施行する。